

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり欠席したい旨の届け出のありました議員は、2番 進士濱美君であります。

---

◎一般質問

○議長（竹内清二君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番。1つ、まちづくりについて。2つ、観光、誘客について。3つ、学校統合について。

以上3件について、3番 橋本智洋君。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） 皆様、おはようございます。3番 清新会の橋本智洋でございます。

議長の通告に従い、順次一般質問させていただきます。

まず大きな1番として、まちづくりについて。

下田市みなとまちゾーン活性化協議会についてお聞きいたします。

3月の主旨質問の答弁でもいただきました、下田本郷まちづくり実践会議は、今まではまちづくりの専門家として当局の業務の受託業者を入れて会議を開催していましたが、今後、30年度以降は地域が主体となりながら建設課と地域との協働で活動していくとの意向のようですが、このあたりの県との連携はどのようになるのでしょうか。

また、どのように具現化し、業務遂行していくのでしょうか。

そして、まちづくり実践会議と連携している下田市みなとまちゾーン活性化協議会と県とのかかわりに関して、今後、具体的にどのようにして県と取り組んでいくか、状況と進捗をお聞かせください。

3月の答弁で、大川端整備の事業費としては約1億円程度を見込んでいるとのことですが、この進捗はいかがでしょうか。

そして、実施に当たって、県との調整と連携はどのようにしていくのでしょうか、考えを

伺いたく存じます。

次に、空き店舗、空き家対策についてお聞きします。

平成29年度に下田商工会議所で空き店舗の調査が行われました。この調査をもとに、次なる施策はどのようにして描き、実行していくのでしょうか、お聞かせください。

また、空き店舗だけではなく、空き家に関してはどのような対策を進めているのでしょうか、こちらもお聞かせください。

空き家の中でも、倒壊の可能性がある空き家もあります。こちらも調査すべきと考えます。

現在、下田商工会議所には空き店舗対策委員会が設置されていますが、空き家対策を含めて、もっと幅広く民間の方々とは情報共有をして具体的な施策を実行できるよう、空き店舗、空き家対策有効活用の協議会を設置していただきたく存じます。今後の方向性をお聞かせください。

大きな2番として、観光、誘客について。

デスティネーションキャンペーンについてお聞きします。

12月と3月も一般質問で取り上げたデスティネーションキャンペーンの現在の当局の体制と進捗状況について、取り組む姿勢について再々度お聞かせください。

伊豆地区では黒船祭がメインになると言われております。昨日の観光交流課長の答弁でも、黒船祭がデスティネーションキャンペーンのトップイベントであると位置づけております。黒船祭に対しての取り組みについてお聞きします。

デスティネーションキャンペーン本番までもう1年を切ったわけですが、具体的な企画案をお聞かせください。

市長は、この6月市議会全員協議会において、旧町内の中が開国市等で大変にぎわっているとの認識ですが、私も、まちのにぎわい創出は開国市の占める割合が大きいのと思います。来年度に向けて、開国市に対するデスティネーションキャンペーン向けの予算措置を考えていらっしゃいますでしょうか、お聞かせください。

また、3月に質問したペリー音楽艦隊の再現をした「 minstrel・ショー」に関して、実施主体を含め、新たな提案づくりのための組織のあり方についても検討し、考えているとの答弁をいただきましたが、その後、具体的に動いていくのでしょうか。やる気があるのかお聞かせください。

次に、大きな3番として、学校統合について。

部活についてお聞きします。

少子化による部活動の数と運営に影響が出てきています。現在、統合時の該当学年の児童で、やりたい部活がないから、よその学校へ行ってもいいかと親御さんへの相談もあるそうです。このように中学時代から早期の人口流出で、人口減少に拍車がかかります。このような状況も踏まえて、学校統合前に新たな部活の設置は可能でしょうか。

また、1校単独では無理な部活の学校の枠を超えて合同チーム結成の検討も必要かと思われませんが、いかがでしょうか。お聞かせください。

単独校では困難なサッカー、野球等を統合前に立ち上げて、合同チームをつくり、統合時にはスタートできる体制をつくってはいかがでしょうか。

次に、学校統合後の体育館建設計画はどこまで進んでいますでしょうか。

9月定例会でも質問させていただきましたが、今の体育館を残し、室内競技として使用するコートが一番大きいバスケットボールのコートを正式に2面とれる新設体育館建設は可能でしょうか。

バスケットボールコート2面が確保できれば、バレーボール、バスケットボール等の合宿誘致と大きな大会の開催が可能であります。当局の9月答弁では、今後、基本計画を策定するに当たり、ご意見を参考に、財源、配置等を含め、良好な教育環境を整備するために検討するとのことでしたが、その後の進捗はいかがでしょうか、お聞かせください。

以上で主旨質問を終わります。

○議長（竹内清二君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、橋本議員のご質問にお答えします。

第1点のまちづくりについてでございますけれども、みなとまちゾーン活性化協議会についてのご質問だったというふうに思うんですけれども、今年度から県の水域利用調整会議との連携も図るということで進めております。これは、下田港の活用等も、海岸の活用とか、そういうのを含めまして、下田市の繁栄にとってどうすればいいのかということも県が相談に乗ってくれるということでございますので、そういうところも積極的に進めていきたいというふうに考えております。

そして、活性化協議会の中身ですけれども、私が会長ということになっておりまして、副会長がそれぞれ、県の土木事務所の所長、そしてもう一人、賀茂地域局の局長、この副会長2人で進めております。その下には3つの部会がありまして、まどが浜海遊公園の有効活用、そして開国下田みなと、道の駅ですね、そして人の流れ、これは旧町内に人の流れをいかに

してつくるかというところが目的なんですけれども、そういう3部会で話を進めておりました、今年度中に施策あるいは計画等をつくりまして、来年度ぐらいから実行していこうというふうに計画を持っております。

なぜ県と市が協働してやるかということなんですけれども、これはやはり県が持っている権限がありますので、そういった面で、下田市がこういうことをやりたいということの特に規制緩和の方向で県にお願いするとか、県もそういう現地で、現場で理解してもらえとか、そういうふうな特典があると思うんですね。そういうことで、下田のまちづくりに関して県の権限を行使していただくということも重要な利点じゃないかというふうに考えております。

次に、空き店舗、空き家対策でございますけれども、皆さんご案内のように、下田市にはまとまった広大な土地がないということで、企業誘致については非常に困難が伴うと。大きな工場を誘致するとかというのは困難が伴うというふうに考えております。その欠点を補うためにやはりIT企業、IT企業であれば、そんなに大きなスペースをとらなくても、コンピューターを数台置いて仕事ができると。それもまた、日本全国じゃなくて、世界を相手に仕事ができるような企業でございますので、積極的にその空き家を活用して、IT産業を誘致したいというふうに考えております。

このたび、7月1日から総務省の方を産業振興課長として迎え入れられることになりましたけれども、彼は非常にIT産業に詳しい人でございまして、そういった面でも下田のために働いていただけるんじゃないかというふうに期待をしております。

また、この空き家対策につきましても、できれば企業誘致の点で活用したいと考えているんですけれども、まず建設課が心配しているのは、危険な空き家がないかどうかということをチェックして、その危険性を排除するというをまず念頭に置いていかなければいけないんじゃないかというふうに考えております。

次に、観光、誘客についてのデスティネーションキャンペーンでございますけれども、来年度を目指して、今年のプレデスティネーションキャンペーン、非常に成果があったというふうに考えております。これをさらに充実したものにしていきたいと。期間的にも、やはり黒船祭をメインというふうに考えれば、沢登議員の質問にもお答えさせていただいたように、まちの人が参加していただいておりますので、長期間にわたってその方たちを拘束するというわけにはいきませんので、期間的には今のままで進めていきたいというふうに考えております。

内容に関しても、黒船祭、特に黒船祭の趣旨が、先賢の偉大な功績を顕彰するということ

と、世界平和と国際親善に寄与する、この2つの大きな目的があるんですね。その目的に合致するようなイベントをこれから精査して、考えていきたいというふうに思っております。

一つの手段として、ブルーインパルスを呼びたいということで今、活動しているんですけども、祝賀飛行をしていただければ誘客にもつながるんじゃないかというふうに考えております。

そして、開国市の件ですけれども、今年は大変にぎわったというふうな評価を皆さんからいただいているというふうに考えているんですけども、開国市も市民の皆様の楽しみだというふうに考えておりますので、そういった点では、市民の方たちがボランティアでやっていただいているという面もありますので、そういう方たちの限界があると思うんですね。そういう方たちの時間的、肉体的な限界をまず緩めるようなことも必要じゃないのかなと。大変時間的にも拘束されるというふうなことを聞いておりますので、そういうところも考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

また、今度、8月にサマーレビューがございますので、そのところで効果についてもまた検証して、どれぐらいのイベントをやるのか、あるいはどういう支援の仕方をするのかということも考えていきたいというふうに考えております。

次に、学校統合に関してでございますけれども、私の立場としては予算をつけるということで考えなきゃいけない、予算面を考えなきゃいけないですけども、体育館の新築に関しては、当初考えた予算の中でできるように考えていきたいというふうに思います。そして、もし公式のコートがとれない場合におきましては、やはり県のそういう体育施設を、屋内競技場を誘致するとか、そういう活動もしてまいりたいというふうに考えております。

あと、細部は教育委員会から答えるというふうに思いますので、私からは以上でございます。

○議長（竹内清二君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 私のほうからは、少子化による部活動の数と運営に影響が出てきていると。学校統合前に新たな部活の設置はどうか。また、単独では無理な部活の学校の枠を超えての合同チームの検討も必要かと思われるというご質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

議員のご質問にあるとおり、生徒数の減少により、部活の種類も限定されております。好きな部活を選択することが難しいというのが現状です。

そんな中、学校の枠を超えて新たな部活動を設置することにつきましては、多くの課題も

あります。例としまして、部活動を指導する教員の確保、または専門のコーチの配置は非常に厳しく、練習場までの移動手段の問題等も挙げられます。そして、何よりも、新たな部活動の設置を行うということになりますと、現在行われている各学校の部活動が廃部に追い込まれる可能性も出てきております。

各学校の校長先生にも聞き取りをさせていただきましたが、まず現在在籍する生徒のことを大切に考えると、現在実施している部活動を継続することを第一に考えたいと。部員が減少して大会に参加できなくなった場合は、議員のおっしゃっております合同チームを結成し、大会に臨みたいということでした。私も同じ意見を持っております。

平成34年、2022年ですが、統合時には生徒数も教員の数も増えます。可能な限り新たな部活動も新設します。例としましては、野球やサッカー、剣道、陸上等も対象になろうかと思えます。

いずれにせよ、統合中学校に向けて5月から本格稼働しました統合準備委員会の中に組織した部会で、校長先生のメンバーを中心に構成されます学校統合推進部会におきまして検討が進められます。この部会では、現状の部活の状況を確認した上で、今後開設可能な部活動の種目につきまして、当然、アンケート調査等で子供たちや保護者のニーズを聞きまして、設置に向けた検討を行う予定でおります。

現状では、新たな学校に必要な内容を今、協議、検討を始めたところですので、これらを踏まえた上で、各部会におきましてさまざまな検討事項をすり合わせる中で、部活動についても、現在とこれから、未来にスムーズに接続できるような、総合的な見地から部活動のあり方について決定してまいりたいと思えます。

私からは以上です。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） みなとまちゾーンの県とのかかわり等についてお答えさせていただきます。

下田市みなとまちゾーン活性化協議会は、市長からもご答弁申し上げましたが、会長を市長が務め、副会長を賀茂地域局長及び下田土木事務所長をお願いしております。まどが浜海遊公園、道の駅・開国下田みなと、人の流れの3作業部会により運営をしております。

まどが浜海遊公園作業部会は、下田土木事務所次長を部会長に、統合政策課長、私ですけれども、を副会長に進めております。道の駅、人の流れ作業部会につきましても、おのこの部会長を観光交流課長、建設課長、副会長を下田土木事務所港湾課長、下田土木事務所

企画検査課専門監をお願いして、連携して課題解決に当たっております。

3作業部会により陸域についての協議を重ねておりますが、不法係留などの同地域における課題解決には水域の検討も必要でございます。県には、これも市長から答弁させていただきましたが、水域利用調整会議という既存組織がございます。こちらの組織とも連携し、課題解決を図ってまいります。

進捗状況につきましては、去る5月14日に今年度最初の下田市みなとまちゾーン活性化協議会を開催したところでございます。今後は、各作業部会を開催し、作業部会間の連携をとりながら、今年度中に具体的な事業の施策を決定することとしております。

続きまして、空き店舗、空き家対策についてでございます。

空き店舗につきましては、下田商工会議所が平成29年度に空き店舗調査を、空き家については、平成28年度に建設課が空き家実態調査をそれぞれ実施し、調査結果がまとまっております。

人口減少、少子高齢化、雇用機会の縮小等、本市が抱える課題に対応するためには、企業誘致、企業支援、移住促進など市外からのヒト・モノ・コトの受け入れが不可欠であり、この受け皿として空き家、空き店舗の有効活用が想定されます。市といたしましては、上記の調査結果を分析し、早急に空き店舗、空き家の有効活用策を検討していかなければならないと考えております。

本年度は、大学との連携による活性化策の調査研究、空き家バンクの創設等を検討しているほか、（仮称）シモダ大学改めシモダまちづくりゼミとした、全国の先進事例から下田モデルを研究する官民協働の検討組織の立ち上げを準備しております。このほか、具体的な成功事例を積み上げていくため、企業支援に係る助成制度等の創設や、地域振興を行うための核となる実働組織拠点施設等の実現に向けて検討を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは、下田本郷まちづくり実践会議とのかかりと空き家対策について補足説明をさせていただきます。

下田本郷まちづくり実践会議につきましては、昨年度まで市が招集して開催していましたが、今年度より地域の皆様が主体的に集まる会議として活動していただくこととなります。ただ、建設課がかかわりを持たないということではなく、必要に応じてオブザーバーとして参加いたしますし、当然、県との調整もしていく考えでおります。

また、3月定例会での答弁で述べました事業費約1億円という関係につきましては、旧下田地区を対象とした都市再生整備計画事業の中で行う市道大川端通り線周辺整備事業としまして、大川端通り周辺の修景整備等について、平成31年度に設計業務、平成32年、33年にかけて整備工事を行う計画でおります。今年度は、その整備方針について検討する予定でおります。

続きまして、空き家対策の関係ですが、平成27年、28年度の2カ年で空き家実態調査を行っております。建物総数1万6,926棟のうち、現地調査やアンケート調査等により空き家と判断したものが574棟、そのうち108棟が特定空き家候補建物という結果が出されております。特定空き家と申しますのは、著しく保安上危険な状態であったり、不衛生な状態である、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある、そういうものに将来なっていくのではないかと懸念されるものが108棟ということでございます。

特定空き家の対応につきましては、所有者がわかっているものにつきましては、所有者の方に対処をするようお願い、連絡をしておりますが、所有者不明の建物についてどう取り組んでいくかということ、今後、先進事例を研究してまいりたいと思っております。

そのアンケートの中で、建物の使用状況や、空き家となった時期やそのきっかけ、今後の活用予定など回答いただいているんですけども、その中で利活用に関するものとしましては、条件によっては貸したいと考えていらっしゃる方が74件、店舗とか事業所等の部分のみを貸したいと考えていらっしゃる方が2件、条件によっては売りたいと考えていらっしゃる方が102件などとなっております。

こういった空き家実態調査の成果につきましては、関係課と情報共有を行ってまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 産業振興課課長補佐兼施設係長。

○産業振興課課長補佐兼施設係長（平井孝一君） 私のほうからは、空き店舗に関して補足をさせていただきます。

平成23年に、将来的な中心市街地の活性化を図ることを目的に、下田商工会議所におきまして空き地、空き店舗の実態調査を行い、また、この調査をもとに、先ほど統合政策課長よりあった平成29年12月に再調査を行い、現状を把握したところでございます。その結果によりますと、空き店舗数自体は平成23年の154件から2件の増加の156件、そのうち賃貸可能物件は平成23年の74件から80件、ほぼ横ばいとなっております。

近年におきましては、著しい悪化はしていないものの、また好転もしていない状況となっております。この状況を見ますと、効果的な施策が見出せていないのが現状と考えられております。

また、商工会議所におきましては、平成27年3月に、空き店舗を活用した町なかのにぎわい創出を目的に空き店舗対策委員会が設置されております。現状としましては、具体的な事業実施に至っていない状況となっております。

市といたしましても、中心市街地の活性化は重要な課題であると考えていますので、産業振興課におきましても、企業誘致、企業支援、空き家対策といった取り組みに、統合政策課、建設課等と連携を図るとともに、商工会議所や商店会連盟の経済団体とも連携して空き店舗対策に取り組んでいきたいと考えております。

また、市長からもお話がありましたが、7月より総務省から樋口産業振興課長が来られます。情報通信に係る業務に携わり、地域の活性化の手法の一つとしてITの有効性をとても理解した方だと聞いておりますので、これも市長からお話がありましたが、ICT活用によるまちの活性化や企業誘致と空き店舗対策を絡めたICT産業の誘致等、関係各課とも連携して検討してまいりたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 私のほうからは、観光誘客について、デスティネーションキャンペーンについてということで補足説明をさせていただきます。

市の体制といたしましては、特にこれに特化した組織は設置はせずに、現体制のままで対応しております。

今年は、プレキャンペーンとして、開幕となる4月1日には伊豆急下田駅においてオープニングセレモニーが行われたほか、5月15日には旅行会社等に静岡県魅力をアピールする全国宣伝販売促進会議が静岡市で開催されるなど、予定どおり実施してまいりました。

今後も、市内観光関連事業所を初め、美しい伊豆創造センターやJR、近隣市町との連携をさらに強め、官民一体となって本市への誘客促進を図っていききたいと考えております。

デスティネーションキャンペーンにおきまして、伊豆東海岸部会におけるトップイベントとして挙げられております黒船祭でございますが、来年は80回の記念の年を迎えます。来年に向け、静岡デスティネーションキャンペーンとあわせ、盛大に実施したいと考えているところでございます。

具体的な企画案につきましては、開国市を初め、議員ご提案の「ミンストレル・ショー」を含め、各イベントの実施団体とも協議をしながら見直しを図り、よりよいものにしたい概要を固めていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 学校統合に係ります体育館の建設計画というご質問でございます。

現在、新統合中学校につきましては、基本計画の策定を実施しております。完成につきましては、この7月末が期限になっております。この基本計画の中には、施設の機能要件を満たす建物の状況であったり、配置など、幾つか案が提案されている状況でございます。

現時点では新設の体育館を設置する予定でございまして、正式なバスケットボールコートが2面とれるものを要件として盛り込んでおります。それによって、そういった大会の開催は可能であるというふうに考えております。

また、議員のおっしゃいます合宿の誘致というなお話でございます。体育館の使用につきましては、学校の活動が優先されるべきものとは考えてございますけれども、その可能性につきましても、統合準備委員会でございますとか、また下部組織である各部会、そういった中で検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） ありがとうございます。

まず、みなとまちゾーン活性化協議会の部分で、市長がおっしゃっていた下田市の規制緩和、それから県の権限の行使ということで、やはり県との関係値というのは非常に密に行わなきゃいけないのかなと。会長が市長で、副会長が土木事務所長と賀茂地域局の局長ということで、非常にやはり賀茂地域で発言権の強い皆様が集まっているので、何とかそこを一緒に推進して、今年計画して、来年から少し目に見えるような具体化をしていただきたいなど、これは思います。

それから、空き店舗に関してですが、現実、非常にそのデータを見ますと、調べていらっしゃると思うんですけども、今度それをどうやって生かすかということですね。私も実は1件、こういうところを借りたいよなんていうお話もいただきました。そのときにちょっと拝見させていただきまして、非常に効率いいデータだったなというのを感じました。な

のももう少し、もちろん個人情報というのもあると思いますけれども、その辺、具体的に、何ですか、市が窓口になるような行為というんですかね、ここを借りたいよというやっぱりニーズも非常にあると思うんですよ。その辺、やはり窓口をはっきりさせていただきたいなというのは1つ思います。それでないと結局、調べて終わりということになって、次の施策が打てないんじゃないかなと思いますので、結構ニーズはありますので、その辺の掘り起こしもぜひお願いしたいなと思います。

次に、デスティネーションキャンペーン、黒船祭に関してなんですけれども、市長がおっしゃっていた開国市は結構いっぱいだと。確かに、木曜日から実際用意をして、金土日月曜日まで、これ片づけまであるんですね。ただ、その部分というのは、かかわっている方というのは非常にやる気があって、下田が好きでという人間が、みんな、そういう方が多いんですよ。その部分で、やはりやる気のバックアップというんですかね、そこを本当にお願いしたいなと。

そのためには、市長、昨日おっしゃっていましたが、補助金に関して当該団体の無駄遣いのチェックというのを、もちろんこれは大事なことだと思います。その前に、何をやっているか、どういうことをしているかというそれぞれの当該団体の理解というんですかね、この辺をするためにも、やはりいろいろとコミュニケーションをとっていただきたいなと思います。その辺、本当に大事だと思いますので、ぜひぜひそれは強い要望をお願いします。

それから、ちょっと待ってくださいね。いろいろあり過ぎちゃって、收拾がつかなくなっちゃった。すみません。体育館に関して。

これは、先ほど学校教育課長がおっしゃりましたが、バスケット2面、これは本当に絶対条件だと思います。やはり室内競技の中で一番大きいコートというのはバスケットボールでございまして、下田東中、稲生沢中学と一応何とか2面とれるんですよ。ただ、少し周りの余分なスペースが少ないということで、やはり学校統合したのにバスケットボールコートが2面とれないよというのはちょっと恥ずかしいので、ぜひその辺は、予算の関係上もありますけれども、ぜひお願いしたいなと思います。

それと、教育長ありがとうございます。サッカー及び野球という部分というのは非常に、統合後に設置されるということで、今の当該学年児童の方も恐らくそれで目標ができると思うんですよ。僕、これだったら野球、中学に入ってできるかなとか、サッカーができるかなという、そういう希望が湧くと思いますので、ぜひその辺をまた進捗を教えてくださいなと思います。

観光交流課長が先ほどおっしゃったデスティネーションキャンペーン及び開国市に関してなんですけれども、その辺、正直、もう少し具体的に、どうやって進めていくのか。もう1年を切っていますので、スケジュール的な部分をちょっと教えていただけたらと思います。以上です。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 空き店舗の件につきましては、いわゆる下田の不動産業者との関係があると思うんですね。そういった面もいろいろと折衷を図りながら、市がどういうふうにしていけば民需を圧迫しないのかということを考えながら進めていかなきゃいけないとっているんで、これから慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

開国市の件でございますけれども、やっていただくというのは大変結構なことだと。やる気がある方たちがやっていただいて、黒船祭を底辺から盛り上げていただくというのは結構だというふうに思うんですけれども、やはり税金を使っていますので、そういった面でもしっかりとチェックしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っています。ぜひ議員も協力していただければ、産業厚生委員長をやっておりますので、そういう税金の使い道についてもチェックをしていただくようお願いできたらというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） デスティネーションキャンペーン、開国市、具体的なスケジュール感というところでございます。

黒船祭がやっと終わって、その反省ということで、開国市のほうも反省会を開いたということで、80回に向けてどういう企画をしていくのかということも具体的にはまだ検討に入っておりません。反省を踏まえながら、また来年できることをこれからやっていきたいと。

DCにつきましても、メインの黒船祭ということになっていますので、黒船をどのように盛り上げていくのかということは今後詰めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 体育館の関係でございます。

統合によりまして市内に中学校が1校になるというようなことで、いわゆる中体連の開催といったような問題もございます。やはり賀茂地区内には正式なバスケットボールコートが

2面とれる体育館というのはございませんで、現在、中体連の会場となっているところも、実際は延長28メートルの15メートルのコートが必要なのですが、そこがとれているところがないというようなことで、何とかそういったスペースを確保したいなというところではございますけれども、先ほど市長からもありましたように、限られた予算という中で配置計画、それから事業費も含めて検討はしたいところですが、何とか教育委員会部局といたしましては、そういった施設を確保したいというところでございます。

また、今回の予算にも中学校の用地測量、また地質調査の予算も計上させていただいています。また後ほどご審議いただくこととなろうかと思えます。また、基本計画もでき上がってまいりますので、基本計画ができ上がった暁には、また皆様方にちょっとご説明をしつつ、どのような配置計画でいくのか、事業費も含めて、その辺もご説明できたらと考えているところでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） すみません、さっき1点ちょっと質問を忘れたんですけども、建設課長、すみません、大川端の部分で、来年度から実施していくという中で、前から言った大川端の動線の中でひものロードというのが、仮称ですけども、あると思うんですけども、その辺の構想というのはつながりとしてどうなっているのか、ちょっと教えていただきたいなと思えます。

それと、先ほど市長がおっしゃいました、もちろん無駄遣いのチェックというのは大事なので、産業厚生委員長としてやっていきますので、市長として逆にご理解をそこは一緒にしていただきたいなと思えますので、これは強く要望しますので、お願いします。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 大川端通りとひものロードの関係ですけども、現在、下田の町なかを訪れる方は、駅のほうからマイマイ通りを通過してペリーロードに行く。ペリーロードを見て満足して、またマイマイ通りを帰っていく。町なかに入っていく方がなかなかいないというところで、1つ考えておりますのが、例えば駅のほうから大川端通りを通過してペリーロードに行き、帰りはマイマイ通りという周回コースじゃないですけども、そういうルートをつくりつつ、中に入ってもらうために1本内側のひものロードを整備する。また、そこから先にどんどん、周回コースから中へ中へ入っていくためにどうしたらいいかという取り組みをしていかなければいけないなと、そういうふうな考えでおります。

すみません、以上です。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） すみません、もう少し具体的に教えていただけませんか。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、ひものロードのほうもこれから具体的なプランをす  
るところでありまして、大川端通りのほうも来年度設計業務ということで、今、具体的にお  
示ししたり、説明できるプランがありません。すみません、そこはご了承いただきたいと思  
います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） 早急をお願いしたいなと思います。

最後に、これ要望で終わりますが、やはり観光の部分、市長は力を入れていきたいという  
ようなお話がありました。昨日、伊藤議員への答弁の中で社会福祉協議会の補助率が50%か  
ら70%に上がったとありましたが、ぜひ観光協会も職員の補充を見越して補助率のアップを  
お願いしたいなと、これ要望で終わります。

以上です。

○議長（竹内清二君） これをもって3番 橋本智洋君の一般質問を終わります。

---

#### ◎報第1号及び報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成29年度下田市一般会計補正予算（第10号））、報第2号 専決処分の承認を求め  
ることについて（平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））、以上2件を一括  
議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平  
成29年度下田市一般会計補正予算（第10号））につきましてご説明を申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開き願います。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第  
1項の規定により、専第1号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第10号）を別紙のと

り平成30年3月30日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求め  
るものでございます。

恐れ入りますが、別紙あさぎ色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

まず、補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の2ページ、  
3ページに記載のとおり、2款地方譲与税から20款市債につきましては、金額の確定による  
増減の補正でございます。

歳出につきましては、補正予算書の4ページ、5ページに記載のとおり、2款総務費から  
10款災害復旧費までの各事業の確定精算に伴う補正措置と、財源調整に伴い12款予備費を増  
額させていただいたものでございます。

それでは、改めまして補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度下田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによるもので、第  
1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳  
出それぞれ7,082万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億5,652万  
5,000円としたものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページ  
から5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要に  
よりご説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は「第2表 債務  
負担行為補正」によるということで、補正予算書の6ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正は4件で、利子補給補助金の廃止でございます。

1件目は経済変動対策特別資金利子補給補助金、2件目は災害対策資金利子補給補助金、  
3件目は農業経営基盤強化資金利子助成補助金及び4件目は農業近代化資金利子補給補助金  
で、ともに融資実績がなく、廃止したものでございます。

補正予算書の1ページへお戻りください。

次に、第3条地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によ  
るということで、補正予算書の7ページをお願いいたします。

地方債の変更は3件で、事業費の確定によるものでございます。

1件目、起債の目的、過疎対策事業債につきましては、鉄道施設総合安全対策事業費補助

金の減額により、限度額 2 億7,500万円を 2 億7,490万円に変更するもの。2 件目、過疎地域自立促進特別事業債は、子ども医療費及び通園バス管理運営事業の起債対象事業費の減により、限度額3,500万円を3,120万円に変更するもの。3 件目、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業は、事業費減額により、限度額1,700万円を1,290万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容について、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要 2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入でございます。

統合政策課関係、19款 4 項 4 目 20節雑入15万7,000円の減額は、市町村振興協会市町村交付金の確定。

総務課関係、2 款 1 項 1 目 1 節地方揮発油譲与税から 9 款 1 項 1 目 2 節特別交付税までの増減は、交付額の確定によるもので、主なものは 6 款地方消費税交付金780万8,000円の増額及び 9 款特別交付税 1 億183万1,000円の増額で、2 款から 9 款までの補正合計額は総額で 1 億1,470万5,000円の増額となるもの。

20款 1 項 6 目 2 節現年発生単独災害復旧事業債から同 7 目 1 節過疎対策事業債までの減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、合計800万円の減額で、先ほど予算書 7 ページにてご説明いたしました地方債補正 3 件によるものでございます。

選挙管理委員会関係、13款 3 項 1 目 3 節国庫・衆議院議員選挙委託金368万2,000円の減額は、衆議院議員選挙委託金の確定、14款 3 項 1 目 3 節県費・選挙費委託金486万6,000円の減額も、静岡海区漁業調整委員会委員選挙委託金及び静岡県知事選挙委託金の確定でございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

防災安全課関係、10款 1 項 1 目 1 節交通安全対策特別交付金76万1,000円の減額は、交付額の確定、14款 2 項 1 目 3 節県費・緊急地震・津波対策等交付金838万8,000円の減額は、交付金対象事業費の確定、19款 4 項 4 目 20節雑入36万2,000円の減額も、市町村振興協会地震・津波対策事業交付金の交付確定に伴うものでございます。

福祉事務所関係、13款 2 項 2 目 4 節国庫・臨時福祉給付金給付事業費補助金1,482万円の減額は、給付事業が終了し、事業費の確定でございます。

産業振興課関係、14款 2 項 4 目 1 節県費・農業費補助金10万4,000円の減額は、農業委員

会事務取扱費及び農地中間管理事業協力金の確定、19款4項4目20節雑入20万9,000円の減額は、静岡県グリーンバンク優良景観樹木保全事業助成金の確定に伴うものでございます。

観光交流課関係、14款2項5目2節県費・観光施設整備費補助金20万円の減額は、春日山遊歩道整備工事のほか、補助金交付額の確定に伴うものでございます。

建設課関係、11款1項1目1節住宅費分担金1万9,000円の減額は、理源山に係る急傾斜地崩壊対策事業費分担金の確定、13款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金19万7,000円の減額は、住環境整備事業交付金の確定、14款2項6目3節県費・住宅費補助金32万3,000円の減額は、住宅改修建替支援事業費及びブロック塀等耐震促進事業費の確定、17款2項1目9節景観まちづくり基金繰入金179万1,000円の減額は、景観まちづくり助成金の精算に伴う基金繰入金の確定でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございますが、統合政策課関係、2款1項8目0241公共交通推進事業1万円の減額は、鉄道施設総合安全対策事業費補助金の確定、同15目0225新庁舎等建設推進事業121万3,000円の減額は、新庁舎等建設に係る基本計画策定業務委託及び調査業務委託の確定でございます。

総務課関係、12款1項1目一般会計予備費1億3,283万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項3目0582静岡県知事選挙事務330万3,000円の減額、同4目0581静岡海区漁業調整委員会委員選挙事務156万3,000円の減額、同5目0584衆議院議員選挙事務368万2,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、執行経費の確定でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務77万9,000円の減額は、静岡地方税滞納整理機構負担金の確定でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務109万7,000円の減額及び同0861防災組織育成事業346万8,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費及び補助金の精算、同0864防災施設等整備事業1,134万8,000円の減額は、津波避難施設（春日山遊歩道）に係る整備工事費及び修繕工事費の確定、8款1項2目5810消防団活動推進事業103万6,000円の減額は、消耗品費、消防用備品の精算によるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

福祉事務所関係、3款1項2目1041臨時福祉給付金給付事業1,482万円の減額は、事業が完了し、給付額の確定によるもの、同3目1052在宅身体障害者（児）援護事業28万2,000円

の減額は、重度身体障害者等災害用具費の利用者減によるものでございます。

市民保健課関係、4款2項1目2150健康増進事業671万7,000円の減額は、健康診査委託の実績が伸びなかったため、不用額を減額するものでございます。

産業振興課関係、5款1項3目3100農業振興事業1,000円の減額は、農業経営基盤強化資金利子助成補助金の融資実績がなく、減額するもの、6款1項2目4051中小企業金融対策事業2,000円の減額も、経済変動対策特別資金利子補給補助金及び災害対策資金利子補給補助金の融資実績がなく、減額するものでございます。

観光交流課関係、6款2項3目4350観光施設管理総務事務9,000円の減額は、公衆トイレ改修工事の確定、同4357伊豆半島ジオパーク推進整備事業140万1,000円の減額は、春日山遊歩道整備工事の確定でございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務50万円の減額は、測量及び登記業務委託の精算、同2項1目4550道路維持事業25万7,000円の減額は、車両購入費の精算、同5項1目5150都市計画総務事務36万2,000円の減額は、地形図更新業務委託の確定、同5161景観推進事業179万1,000円の減額は、景観まちづくり助成金の確定、同4目5250都市公園維持管理事業365万3,000円の減額は、敷根公園指定管理料及び松くい虫防除対策に係る各種委託金の確定、同7項2目5620耐震改修支援事業72万1,000円の減額は、個人住宅耐震診断業務委託及びブロック塀等耐震改修促進事業費補助金の確定、10款2項4目7488単独道路橋梁施設災害復旧事業（10月22日災）399万2,000円の減額は、単独道路橋梁施設災害復旧工事の確定でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第1号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第1号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））につきましてご説明を申し上げます。

議案件名簿の2ページをお開きください。

報第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第2号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり平成30年3月30日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別紙あさぎ色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

それでは、補正予算の41ページをお開きください。

平成29年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるということで、補正予算書の42、43ページ記載のとおりではございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の44ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正は、水洗便所等改造資金利子補給補助金で、融資実績がなく、廃止としたものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げますので、補正予算の概要10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目8801下水道排水設備設置促進事務3万円の減額は、水洗便所等改造資金利子補給補助金の申請がないことによる減、同8803下水道受益者負担金賦課徴収事務17万5,000円の減額は、下水道受益者負担金収納システム保守委託の確定、4款1項1目予備費20万5,000円の増額は、歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第2号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第2号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 報第1号及び報第2号の当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。10分間休憩いたします。

午前11時 1分休憩

---

午前11時11分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明は終了しています。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市一般会計補正予算（第10号））に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 補正予算の概要の説明書の8ページをお開きいただきたいと思いますが、4款2項1目の市民保健課の健康診査委託が671万7,000円の減額だと。健康づくりの一番最初の健診ということだろうと思うんです。それが受ける人が少なくて減額をしたと、こういう説明であったかと思うんですが、予定よりどういうわけで少なくなったのかと。そして、今後、この受診率を上げていくということを当然考えなければならないと思うんですけれども、そういう点、どのようにお考えになっているのかお尋ねをしたいと。671万7,000円の減額の思いという、この数字の裏にあるものは何かとお尋ねしたいと思います。

それから、同じ8ページの景観推進事業179万1,000円の減、これも385万8,000円の当初予算に対する減で、事業等々の内容があったかと思うんですが、内容を説明をしていただきたいと。これが4ページの景観まちづくり基金繰入金の179万1,000円と連動しているのではないかと思いますけれども、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（日吉由起美君） 健康診査委託で671万7,000円の減額となります。当初予算では、延べですけれども、8,700人ぐらいの各種がん検診の受診者を予定しておりまして、予算を組み立てておいたところでございますけれども、実質、実績の人数として約7,200人ぐらい、延べですけれども、の受診者になったということで、費用としては670万円ほどの減額になったということでございます。

理由がどこにあるかというところはちょっとつかみ切れていない部分はあるんですけれども、28年度の実績に比べましても約400人ぐらい、延べですけれども、受診のほうが少ないということで、何とか受診率を上げたいというふうに思っています。

本年度につきましては、特定健康診査にセット健診ということで、がん検診も一緒に受けられますよというようなことで、そちらのほうも再度PRをしたりとか、それから検診を受けていただくような広報ですとか、そういうところでもう少し、まだ検診をやりますので、もう少し伸びるような形で何とかPRをして、受診をしていただきたいなというふうに思っています。

1つとしては、高齢化が進んで、なかなか検診を受けに行こうかなというところが、もしかしたらそういう気持ちも市民の方には、受けないのかなとか、病院にかかっているからいいかなと思っている部分もあるかもしれませんので、その辺はまたPRしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 景観まちづくり助成金につきましては、まち遺産への助成事業としてとっていた部分が、当初の見込みほど申請もなく、助成しなかったものでございます。

原因としましては、それぞれ事情はあると思うんですけれども、制度上問題があるとかということでしたら、こちらも今後検討していかなければならないところなんですけれども、修繕等助成金だけでは賄い切れない部分をどうするかとか、そういうこともあるのかと思われま

す。  
今後、ただ基金を積み立てているだけでは仕方ないと思いますので、そこについては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） わかりました。8,700人の予定が7,200人とどまったと。

ちょっとささいなことではありますが、お年寄りになりますので、がん検診等は前もって役所のほうに申し込んでいないと受けられないというような仕組みになっているんじゃないかと思うんですけれども、たまたま申し込みを忘れて、自分の家の近くに検診車が来たと。受診に行くと。そうしますと、次の日のほかの会場にというようなことになるのではないかと思います。実態は、せっかく来たんですから、そこで受けられるような仕組みというのはできないのかというような点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、まちづくり助成が予定、この推進の助成金が使われなかったと。それはやはり使い勝手の悪いところもあるんだと、こういうお考えをお持ちのようですので、ぜひともそこら辺は、使い勝手の悪いところは使い勝手がいいように直していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（日吉由起美君） 検診がその場で受けられないかというところなんですけれども、例えば大腸がんですとかは事前にキットが必要で、それにとってきていただくとかということについては、事前の申し込みといいますか、そのものがないとできないというところもございまして、そのほかの部分で、言っていただければ、資格とか確認できれば、保険証とか費用とかいただければ、なるべく受けられるということでやってはいると思いますので、その辺について再度徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、今、どこが、具体的にどういうところが問題でとかということはお話しできないですけれども、制度について利用されない原因、しっかり分析させていただきまして、改善できるところはしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 春日山遊歩道にかなりの、数千万の巨額な金を投じているんですが、市内の方もかなり注目して、じゃ行ってみようかというお話があって、実際行ってみたと。ところが、迷ったと。方向がない。そういう気遣いがなくて、担当の方もその辺は、つくることに一生懸命で、苦慮したと思うんですが、実際そういう声が寄せられています。

工事途中でも、予算計上されていなくても、業者さんに、地域貢献という面がありますので、その辺はお願いするというね。

〔発言する者あり〕

○4番（滝内久生君） そうです。そういうことも一つの方法としてありますので、やってもらえばよかったのかなと思っていますけれども、実際、今も方向がわからないという声がありますので、その辺の対処、どういうふうに考えられるか、その1点だけ、すみません。所管課はどちらでもいいから。

○議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 春日山遊歩道の案内板につきましては、非常に指摘されているところでございます。内陸フロンティア推進会議の中で看板はどのようにしていくのかということも決めていく必要があるのかなという思いもありまして、まだ看板の設置はしておりませんが、一応看板を設置する場所については、先日、歩いて確認をしたところで

今、看板設置の予算はちょっとついていないので、9月補正での対応をしていきたいというふうに考えておりますけれども、下田公園のところの入り口が非常にわかりにくいよというお話もありますので、そこについてはちょっと仮設に、早急に対応したいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 立派な方向の案内看板でなくてもいいですから、とりあえずパウチしたやつでひっかけるだけでも、とりあえず当座の対応としてはわかるようなもの、そういうのを努力してもらいたいと思います。終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 債務負担行為の補正についてちょっとお聞きしたいんですが、4件ありまして、経済変動対策特別資金利子補給補助金と災害対策資金利子補給補助金、あと農業関係が2件ありますが、これが全て融資の実績がないということで、廃止というふうなことになるというふうに今お聞きしたんですが、なぜ融資の実績がないのか、市民がこれを使ってみようという気にならないのかというふうなことを当局としてはどのように思っておられるのか。

例えばここに、限度額の中で、経済変動対策特別資金のほうでは借入金利2.5%以上。今現在のマイナス金利の時代に借入金利2.5%以上というのが、どのようなことであるのか。

そしてまた、融資の対象が利子の1%であると。借り入れの利子の1%。利子の1%をわざわざ面倒くさい手続をして申し込むというのが、よっぽど大きな金額であれば、億単位の金額だとかであれば別ですが、それでなければ、利子の1%の利子というのが現実的に市民にとって魅力のある制度であるのかどうなのか。ここら辺のところを、使いたくても使うほうが面倒くさくなっちゃうような、そういう制度になっているんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺のことについてお聞かせください。

そしてまた、農業関係についてなんですが、これ期間が一応10年間になっていますよね。利用実績がないからというふうなことで廃止したということですが、10年先のことまで見込んで、これはもう農業、10年先まで、もうこういう資金を使って何とかしようという、そういうような動きはないよというふうに当局としては捉えているのかどうなのか、そこらのところについても1点お聞かせください。

○議長（竹内清二君） 産業振興課課長補佐兼施設係長。

○産業振興課課長補佐兼施設係長（平井孝一君） 4件の融資の関係についてなんですが、経済変動対策特別資金利子補給補助金につきましては、物価変動によって企業等が融資を、資金づくりをするときに対する融資制度でございます。その借入金利等については、ほかの制度との整合性上で決まっていると思っております。今ちょっと詳しい内容がわからなくて申

しわけありませんが、その辺は、その関連する制度、要綱等をもう一度精査して、ちょっと検討してまいりたいと思っています。

災害対策資金利子補給補助金につきましては、災害が起きたとき、その商品等の損害が生じた場合に補償する、借り入れた場合に相当する額。これも同じく関連した要綱、制度等に準じて定められていると思いますので、またその辺は確認していきたいと思います。

あと、農業経営基盤強化資金利子助成補助金及び近代化資金利子補給補助金につきましては、農業者が新規に土地を買いたい、土地を借りたいとか、施設整備、経営という目的に沿って利子補給をする制度でありまして、その2つはほぼ内容が同じで、何が1つ違うかといいますと、農業経営基盤強化事業では土地を買うのに対して利子補給ができると、近代化資金は土地を買うのには利子補給ができないと。その他、貸し付け条件、貸し付けの償還期間、据え置き期間、貸し付け限度額、条件等が違っていますので、そのときに合わせて有利なものを借り入れる制度となっています。

こちらにつきましては、29年度に申請がなかったということで、例を挙げますと、農業近代化資金補助制度は過去、たしか二、三年前にはそういった借り入れで融資を、利子補給を行っております。この4件につきましては、29年度に申請がなかったもので、今回、その29年度分の融資をゼロにするという制度でございます。

その利子補給等の4件の内容については、もう一度、先ほども申し上げましたが、要綱、制度等を確認した上、見直しができるかどうかも含めまして、ちょっと1回見てみたいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 制度そのものは別に、こういう制度があるということ自体については私も悪くないと思っているんですが、その内容が現実に今の世の中の状況と対応しているのかどうなのか、本当に必要とする人がこの制度を使いたいと思うような制度になっているのかどうなのかというふうなこと。それは確かに、つくったときに限度額等々のことを書いたと思いますが、それは本当に紙の上のことであって、現実と対応していなければ全然、制度があっても利用も何もされないわけで、そこら辺のところ、どこまでの支援ができるのかということについて、もうちょっと検討したほうがいいのかというふうに思います。そこら辺のところをもう一回お聞きしたいなと思います。

もう一点、景観まちづくりの助成金の問題についてなんですが、この間、中原町でしたか

な、あそこ、ちょっと裏通りのところ、ひもの横丁のほうからちょっと入ったところじゃなくて、その手前か、歩いていましたら、古いなまこ壁の家がなくなっていて、新しい家に建てかえられていました。ちょっとびっくりしちゃったんですが、かなり古い本当のなまこ壁の家で、大事な、それこそあの範囲一帯を歩くところにしようというふうな意見は議員の中からもいろいろ出てくると思いますが、要するに大川端通りとそれの裏通りになる中原の通り、原町の通りというようなところをできるだけ歩いてもらいたいというふうな方向で当局も考えていると思うんですが、その重要な古くからのなまこ壁の家がいつの間にか建てかえられて、新しい近代的な家になっているというようなことを見て、ちょっと愕然としたんですが、当局としてはこれをどのように捉えておられるんですか。

これ、助成金を使ってということじゃないと思いますが、そういう古い建物を何とか活用できる方向で働きかけるとか等々。そもそもこの建物が解体され、新築するということについて、当局はその情報を事前にもうしっかりと把握したのか。もしそうだとするならば、それに対してどのような指導をしていたのかというふうなことについてお聞かせください。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、その建物についての情報、私は今知りませんでしたけれども、もしかしたら担当者はわかっていたかもしれないです。そこはちょっと今、確認はとれないので何とも言えませんけれども、何でしょう、古い建物、なまこ壁の建物、風情のある建物は大変大事だと思っております。個人的には保存したいという気持ちはあるんですけれども、民間の方の所有する建物ということになりますと、その方の考え方等もございまして、市の考えで全て保存ということはなかなか難しいのかと思いますけれども、だから仕方ないですというふうには考えておりませんので、今後どうしたらいいのかということを考えていきたいと思っております。よい知恵等ありましたら、ぜひアドバイスいただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 産業振興課課長補佐兼施設係長。

○産業振興課課長補佐兼施設係長（平井孝一君） 先ほどの4件の債務負担行為の関係ですけれども、利子補給。上の経済の関係と災害の関係は、こちらは緊急に対して行うものでありまして、29年度におきましてはそういった該当するものがなかったということで、これは緊急的に対応するという意味合いも込めまして、今後も残していきたいという思いがござい

あと残り2件、農業関係につきましては、今、すみません、状況をちょっと、細かいデータはないんですけども、過去には利用している方もおりますので、今後も農業振興等を推進していく立場としては、今後とも残していきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君、3回目です。

○8番（鈴木 敬君） 債務負担行為に関しましては、29年度の利用実績がないから、とりあえず29年度に関しては廃止する方向ですけども、次年度以降はまた新たにこれを、この利子補給補助金制度はもう一回予算のほうにものせるというふうなことで考えていいということなんですか。

それともう一点、建設課のほうなんですけど、知らなかったというふうなことは非常に、あの通りの中で重要な、僕としては大事な建物だと思っておりますが、そこら辺、全然市のほうに何の情報も入ってなかったというふうなことは、そのほうが問題じゃないかというふうに思っています。

結局のところ、市が現実に対応できていないですよ、現実の動きに。やれ検討します、何します、かにします。空き家対策、空き店舗対策でも、もうずっと調査します、何だかんだ言いながら、現実的にどうするのかというようなことについての現実的な対応ができていない。

今の建設課長のお考えは非常に問題があると思います。というのは、確かに個人の所有の問題ですから、民地であり、民家でありますから、個人の問題でありますけど、それを個人だからしょうがないというふうに言っちゃっては都市計画なんてできないじゃないですか。まちづくりなんかできないじゃないですか。それを踏まえた上でどのようなまちをつくっていくのか、それに住民に対して協力を求めていく、市はこういうふうにするんだからお願いしますというふうに働きかけなかったら、それは何もできないですよ。現実にも何も対応できていないじゃないですか。つくづくそういうふうに思います。もし産業振興課長、もう一回お願いします。ごめんなさい。

○議長（竹内清二君） 産業振興課課長補佐兼施設係長。

○産業振興課課長補佐兼施設係長（平井孝一君） 利子補給の関係につきましては、今年度、30年以降も残していく制度でございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、反省すべきところは反省しますが、全て、何  
度も繰り返しになるし、またお叱りを受けるかもしれませんけれども、全ての個人所有の建  
物について保存できるかどうかということは、現実的には難しいとは思いますが、何  
もしなくていいのかと言われると、そこはそうは思っておりません。何でしょう。

〔「頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（白井達哉君） はい。保存のための努力はしていきたいと思います。また、ご協  
力もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市一般会計補  
正予算（第10号））は、原案のとおり承認することと決定いたしました。

次に、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市下水道事業特  
別会計補正予算（第4号））に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することと決定いたしました。

---

#### ◎報第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） それでは、報第3号 専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、4ページ、専第3号は、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を、次の5ページから10ページのとおり制定するものでございます。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備

等に関する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に公布され、原則として平成30年4月1日から施行されることに伴い、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分したことにつきましてご報告させていただくものでございます。

なお、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となっております。

提案の理由でございますが、先ほど申し上げました法律等が施行されましたことから、この税制改正に対し早期の対応を図るため、本条例について所要の改正を行うもので、平成30年4月1日から施行される部分につきまして同年3月31日付で専決処分を行い、本定例会におきましてご承認を求めるとでございます。

それでは、専第3号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページ、専第3号説明資料の1のほうをご覧くださいと思います。

今回の専決処分の条例につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございまして、主な改正項目でございますが、まず法人市民税の関係でございますが、1点目といたしまして、外国子会社合算税制の見直しということで、内国法人の外国関係会社等に係る所得課税の特例につきまして、国税の取り扱いに合わせ一部追加されたものでございますが、現在、下田市内においてこれに該当する企業はございませんので、直接的な影響はないものと想定をしております。

2点目といたしましては、延滞金の計算期間の見直しということで、国税におきまして法人税の申告期限の延長の特例等の適用がある場合の延滞金の計算の基礎となる期間について見直しがあったものでございまして、こちらは平成28年度税制改正におきまして法定納期限内に納税された法人市民税についての延滞金の計算期間の見直しがあったものですが、今回はその適用範囲が広がったというものでございます。

次に、固定資産税、都市計画税につきまして、平成30年度の評価替えに際しまして、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、これまでの仕組みを3年延長するもの。

また、固定資産税等の特例措置といたしまして、1点目には、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置が創設されましたほか、2点目といたしましては、新築住宅等に係ります固定資産税の税額の減額措置が2年延長さ

れたものでございます。

その他といたしましては、地方税法等の改正に伴いまして、条項のずれ等の修正、語句の修正等の条文整備でございまして、後ほどご説明申し上げます。

続きまして、2ページ、3ページ、説明資料の2をお開きいただきたいと思います。

今回の下田市税賦課徴収条例の一部改正に関する新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

第20条は、今回の条例改正に伴い改正となります参照条項の整理と条文の整備。

第24条及び第31条は、条文の整備。

第36条の2は、参照条項の整理と条文の整備。

次のページの第47条の3につきましても、参照条項の整理でございます。

第47条の5は、参照条項の整理と条文整備。さらに、第3項におきまして、法改正に伴います読みかえ規定の整備を行っております。

次のページの第48条は、法人の市民税の申告納付に関する規定で、今回の条例改正に伴います参照条項の整理と、今回の税制改正に伴い、外国子会社合算税制等が見直されたことに関しましての規定でございます。

次のページの第52条でございますが、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についての規定で、第1項の条文の整備と、今回の税制に伴いまして、国税におきまして法人税の申告期限の延長の特例等の適用がある場合の延滞金につきまして、平成28年度の税制改正における改正と同様に、申告した後に減額更正がされ、その後、さらに増額更正等があった場合に、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することとされましたことから、所要の条文を追加するものでございます。

10ページ、11ページの第53条の7は、省令の改正に伴いまして、分離課税に係る所得割の特別徴収義務者が提出すべき様式が追加されたことに伴う規定の整備と条文の整備。

次のページにかけましての第54条は、省令の改正に伴い、参照条項を整理したものでございます。

12ページ、13ページですけれども、附則第3条の2は、今回の条例改正に伴い参照条項を整理したもので、次のページにかけましての附則第4条第1項の改正は、今回の条例改正に伴います参照条項の整備と、先ほどの第52条の改正に伴います延滞金の計算についての規定の整備でございます。

附則第10条の2の改正は、今回の法改正に伴いますもので、法附則第15条等の改正に伴いまして、本市条例で規定しておりますわがまち特例に関する部分の規定を整備したものでございまして、特例率や対象について変更があるものではございません。

18ページ、19ページまでにかける附則第10条の3の改正は、先ほどの新築住宅等に係る固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴います参照条項の整備と、今回の税制改正に伴いまして、バリアフリー改修を行った劇場や音楽堂等に関する税額の減額措置が創設されましたことから、関係規定を追加するものでございます。

次の附則第11条から24ページ、25ページまでにかける附則第15条までの改正につきましては、土地に係る固定資産税等の現行の負担調整措置が3年延長されたことに伴います所要の条文整備。

附則第24条につきましては、バリアフリー改修を行った劇場や音楽堂等に関する都市計画税額の減額を受けようとする者がすべき申告につきまして、新たに条文を追加したものでございます。

25ページの改正後の附則第25条から29ページの改正後の第31条までの改正につきましては、附則第24条を追加したことに伴います条の繰り下げと、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長に伴い、都市計画税についての所要の条文整備、さらに今回の条例改正に伴います参照条項の整理を行ったものでございます。

議案件名簿の10ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条、施行期日につきまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、法人市民税に係る延滞金についての経過措置を規定したものです。

第3条は、固定資産税に関する経過措置でございますが、第1項は、改正後の規定は、別段の定めがあるものを除き、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるもの、第2項の規定につきましては、今回、一部のものの規定が削除されました旧法附則第15条第2項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるもの。

第3項の規定は、今回の法改正に伴い、規定が細分化されました特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるもの、第4項の規定は、今回、一部のものの規定が削除されました旧法附則第15条第2項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるもの。

第4条は、都市計画税に関する経過措置でございますが、改正後の規定は、別段の定めが

あるものを除きまして、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第3号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することと決定いたしました。

---

#### ◎報第4号～報第6号の上程・説明・質疑

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、報第4号 平成29年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第5号 平成29年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第6号 平成29年度下田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、報第4号 平成29年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと、報第5号 平成29年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の11ページをお開きください。

初めに、報第4号 平成29年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

11ページのががみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、ご報告申し上げるものでございます。

繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項において、翌年度の5月31日までに調製し、次の会議において議会に報告しなければならないと規定されておりますので、今議会に報告させていただくものでございます。

それでは、12、13ページの平成29年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

繰り越しをいたしました事業は4件で、年度内完了の見込みがつかなかったことから、平成30年2月臨時会及び3月定例会におきまして議決をいただいたもので、道路維持事業を除く3件の繰越額は議決をいただいた金額と同額でございます。

1件目、道路維持事業は、市道維持補修工事で、年度内のたび重なる災害発生や、工事請負業者の作業員確保が困難な状況もあり、維持工事9件につきまして年度内完了の見込みがつかなかったことから、繰越額は議決をいただきました1,500万円のうち1,235万5,000円を繰り越したもので、なお、事業は本年、平成30年6月末までの完了を予定しているものでございます。

2件目、橋梁維持事業は、宮戸橋架け替え工事（上部工）で、年度内完了の見込みがつかなかったことから、繰越額は議決をいただいた金額と同一の4,610万円を繰り越したもので、事業は平成31年1月末の完成を予定しているものでございます。

3件目、県営街路事業負担事務は、沿道整備土地区画整理事業計画策定業務委託で、伊豆縦貫自動車道路計画が本事業の道路線形に影響が出ることが判明し、年度内完了の見込みがつかなかったことから、繰越額は議決をいただきました金額と同一の620万3,000円を繰り越したもので、事業は平成30年11月末の完了を予定しているものでございます。

4 件目、公共道路橋梁施設災害復旧事業（10月22日災）は、公共道路橋梁災害復旧工事で、市道大浦鍋田通線の道路復旧につきまして、工事期間が河津桜まつりと重なり、近隣の宿泊施設と交通機関の調整を要したことから、年度内完了の見込みがつかなかったことから、繰越額は議決をいただきました金額と同一の509万9,000円を繰り越したもので、事業は平成30年6月末の完成を予定しているものでございます。

以上、報第4号 平成29年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案件名簿の14ページをお開きください。

報第5号 平成29年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

14ページのががみでございりますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

それでは、15、16ページをお開きください。

平成29年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

繰り越しをいたしました事業は2件で、年度内完了の見込みがつかなかったことから、平成30年3月定例会におきまして議決をいただいたもので、2件とも繰越額は議決をいただいた金額と同一でございます。

1 件目、下水道幹線管渠築造事業は、中地区下水道管渠築造工事（第1工区）で、掘削中、想定していなかった岩盤の影響により、年度内完了の見込みがつかなかったことから、繰越額は議決をいただきました金額と同一の1,510万円を繰り越したもので、なお、事業は平成30年5月31日に完了しているものでございます。

2 件目、下水道施設等更新事業は、下水道施設耐震補強実施設計業務委託で、先行して行った下水道施設耐震診断業務委託の完了に日数を要したため、当該業務委託の年度内完了の見込みがつかなかったことから、繰越額は議決をいただきました金額と同一の2,749万円を繰り越したもので、事業は平成30年11月末の完了を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第4号 平成29年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと、報第5号 平成29年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、報第6号 平成29年度下田市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の17ページをお開きください。

17ページのががみでございますが、地方公営企業法第26条第3項に規定されております繰越額の使用に関する計画につきましてご報告申し上げるものでございます。

なお、地方公営企業では、予算に定めた建設または改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合は繰り越して使用することができ、事前に予算補正が必要な一般会計等と異なる取り扱いが地方公営企業法第26条第1項に規定されております。

それでは、18ページ、19ページの平成29年度下田市水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

款、項、事業名は、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、建設改良事業でございます。予算計上額が2億4,338万9,000円、平成29年度中の支払い義務発生額が1億4,429万891円で、6,734万を平成30年度に繰り越して使用するものでございます。財源といたしましては、企業債6,060万、当年度損益勘定留保資金674万円を充てるものでございます。

工事につきましては、平成29年度新武山配水池造成工事（繰越）で、関係機関との調整に日数を要したため、年度内に完了の見込みがつかなかったことから、平成30年度に繰り越したもので、なお、工事は平成31年2月末の完成を予定するものでございます。

以上、報第6号 平成29年度下田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前 11時 56分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明は終了しています。

報第4号 平成29年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第4号 平成29年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第5号 平成29年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第5号 平成29年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第6号 平成29年度下田市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第6号 平成29年度下田市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

---

#### ◎報第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、報第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、報第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第1号））につきましてご説明申し上げます。

議案件名簿の20ページをお開きください。

報第7号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第4号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり平成30年4月9日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるものでございます。

別冊のピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の内容でございますが、平成30年4月7日、田牛竜宮公園で発生した倒木事故に

よる人身事故対応及び安全対策に要する経費を専決補正したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度下田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるということで、補正予算書の2ページ、3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳出でございますが、総務課関係、12款1項1目一般会計予備費340万円の減額は、歳出調整額でございます。

観光交流課関係、6款2項3目4357伊豆半島ジオパーク推進整備事業295万円の追加は、人身事故対応に係る普通旅費、交際費及び安全対策に要する消耗品費、竜宮公園遊歩道危険木伐採業務委託、龍宮窟法面点検業務委託、竜宮公園遊歩道転落防止柵設置業務委託並びにゴールデンウィーク期間中の田牛交通整理業務委託を計上したものでございます。

なお、その後の安全対策につきましては、予備費により239万1,000円の充当を行いまして、5月11日から24日にかけて、落下の危険のあります法面の石、土砂及び樹木を除去する法面整備工事を行い、安全を確保した上で、5月25日に全面的に閉鎖措置を解除したところです。

続きまして、建設課関係、7款2項1目4550道路維持事業45万円の増額は、市内遊歩道に係る法面安全確認のため、市道恵比須島循環線及び市道鶴島大浦線の法面点検業務委託を計上したものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第7号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第4号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することと決定いたしました。

---

#### ◎議第40号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第40号 下田市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、議第40号 下田市固定資産評価員の選任についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の21ページをお開きください。

本案は、下田市固定資産評価員の選任に関する案件であり、その選任に当たり、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めたいというものであります。

この地方税法の規定は、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するというものであります。

選任する者であります。住所は下田市白浜1834番地、氏名は佐々木雅昭、生年月日は昭和38年10月30日で、現在54歳であります。

次に、提案理由であります。固定資産評価員につきましては、従来より固定資産評価の担当課であります税務課長が併任し、兼務により職務遂行しているところであります。本年4月1日の人事異動に伴いまして税務課長の変更がありましたので、固定資産評価員の選

任替を行いたいというものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第40号 下田市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

---

#### ◎議第41号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第41号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、議第41号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の22ページをお開きください。

本案は、下田市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する案件であり、その選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めたいというもので、提案理由は委員の任期満了に伴うものであります。

この地方税法の規定は、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するというものであります。

本市の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員が地域的に偏在しないように配慮し、旧下田・朝日地区、稲梓・稲生沢地区、白浜・浜崎地区と区割りして、それぞれの地区から1名ずつ、合計3名で固定資産評価審査委員会委員として審査事務をお願いしているところであります。

また、同法第423条第6項の規定により任期は3年で、この3名の委員のうち、旧下田・朝日地区から選任されております土屋忠世委員が来る6月29日をもって1期目の任期満了となります。当市の固定資産評価審査委員会委員につきましては、特段の事情がない限り、2期目の任期満了までお願いすることが通例となっておりますが、このたび、土屋委員より今限りで委員の職を辞したいという意向を承り、後任の選考作業を進めてきたところであります。その結果、このたび適任者として選任の同意をお願いしたい方は、下田市吉佐美1808番地にお住まいの進士 洋さんで、昭和19年4月2日のお生まれの現在74歳であります。

進士さんは、株式会社スルガ銀行に長く勤務されていた方で、融資業務に精通され、神奈川県芦ノ湖支店や沼津市の上香貫支店などの支店長の要職を歴任され、平成16年4月、本部総務部副部長を最後に同行を退職されました。

また、退職後の平成19年10月から平成26年11月までの下田市情報公開審査委員会委員、平成20年4月から平成25年3月まで静岡地方裁判所下田支部所属民事調停委員としての要職を歴任されております。

なお、地域においては、平成24年4月から平成26年3月までの間、吉佐美区長、同年4月から平成28年3月までの間、朝日公民館長として、地域振興、地域活性化のためにご尽力をいただいた方であります。

以上申し述べましたとおり、進士さんは本市の固定資産評価審査委員会委員といたしまして適任者でありますので、ぜひともご同意を賜りますようご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第41号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

---

#### ◎議第42号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第42号 教育長の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、議第42号 教育長の任命についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の23ページをお開きください。

教育長の任命に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとさ

れております。

教育長の任期につきましては、同法第5条第1項の規定により3年とされており、また、同条第2項で再任されることができると規定されております。

提案理由でございますが、現職の佐々木文夫教育長が4月20日に3年間の任期満了を迎えることとなりますので、再任の同意をお願いするものであります。

佐々木教育長は、昭和27年8月5日生まれで、現在65歳であります。人格高潔、誠実で指導力があり、教育文化に関し識見豊かで、これまでの公職等を通じて人望が厚く、本市の教育行政に大変情熱を持っておられ、ここ3年間の教育長としての経験、実績から、教育長として適任者であると確信しているものであります。

以上のことから、佐々木文夫さんを教育長としてぜひともご同意を賜りますよう、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第42号 教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議第43号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第43号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 議第43号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の24ページをお開きください。

地方自治法第286条第1項の規定により、静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、構成団体である川根地区広域施設組合が平成30年3月31日をもって解散したことに伴い、静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更することにつきまして、静岡縣市町総合事務組合を組織する関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の30ページ、31ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

別表第1及び別表第2の「、川根地区広域施設組合」を削るものでございます。

それでは、議案件名簿の25ページをお開きください。

附則でございますが、この規約の施行日を定めておりまして、静岡県知事の許可の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第43号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第43号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することと決定いたしました。

---

#### ◎議第44号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第44号 中学校教育用パソコン購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第44号 中学校教育用パソコン購入契約の締結についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の26ページをお願いいたします。

中学校教育用パソコン購入契約につきましては、平成21年度に整備したパソコンを更新するもので、当初予算2,900万円の予算で132台を整備したものでございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額につきましては2,592万円で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める契約案件に該当するものでございます。

契約の相手方につきましては、静岡県下田市西本郷二丁目2番15号、日興通信株式会社下

田営業所所長、児島 剛さんとなるものでございます。

お手数でございますが、条例改正等説明資料の32ページをお願いいたします。

説明資料といたしまして仮契約書を添付しておりますが、議会議決後にこの仮契約書が本契約としての効力を生ずるものでございます。

34ページをお願いいたします。

こちらがパソコンの明細でございます。市内4中学校に教師用のデスクトップパソコン各1台、生徒用として128台のノートパソコン、合計132台のパソコンを整備するものでございます。

生徒用パソコンにつきましては、1人1台の操作が可能となるように各学校のクラスの人数分を配置するものでございまして、稲梓が20台、稲生沢、下田東、下田は各36台、合計128台でございます。

そのほか、ソフトウェアといたしまして、Microsoft Office Standard academic2016、それから環境復元ツール等、また周辺機器といたしまして、各学校に1台ずつ、ファイルサーバーとA3のカラーレーザープリンターを配置することとしております。

納期につきましては、平成30年9月28日としてございますけれども、議決をいただきましたら、夏休み中の整備をしたいと考えております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 最初にお尋ねしたいんですけども、これは授業で当然使うということなんだと思いますけれども、その主な用途。何か前にソフト開発だか何かのやつを授業だか何かやるという記憶があるんですけども、主な使い道。

あと、学年で、全学年使うのか、何年生に使うかという話と、ネットにはつながっているのかどうかという点。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 当初予算でお願いいたしましたプログラミング教育、そちらにつきましても、現在、ドワンゴさんから貸与していただいているパソコンを使ってやっております。というのは、平成21年度に整備したパソコンのスペックが非常にもう劣っているということで、それには対応できないということでございまして、この議決をいただきまし

て、こちらを整備すれば、こちらのパソコンでプログラミングのほうも行っていく予定でございます。

それから、どういうところに使うのかというお話でございますけれども、こちらは主に調べ学習であったり、それから例えばパワーポイントを使って資料をつくったり、例えば修学旅行へ行ったときの資料とか、そういったものをパソコンでつくったりというようなことで、1年生から3年生まで全学年が使用する予定になってございます。

ネットには今も接続しておりまして、これも既存のケーブルを使って、今までと同じようにネットには接続するというような状況になっております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 当然ネットにはつなぐと思うんだけど、やっぱり今、ネットではいろんな問題が出ているんですけども、その辺の管理ですね、生徒がパソコンからネットをつないでやっていくところの、その管理というのはどんなふうに考えていますか。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） ネットにつきましても、各学校単位での、いわゆる何というんですか、ローカルネットワークを組んでおりまして、それからそういった、例えば、言い方は悪いですけども、いかがわしいサイト、そういったところには行けないような設定をするということになってございますので、そちらについてはご安心いただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君、3回目です。

○9番（伊藤英雄君） あと、ネットの今、何というか、ソーシャル・ネットワーク・サービスとかいろいろ、やらしいとか、そういうサイトだけではなくて、交流というんですか、相互送信みたいなね、そういうやつのはどうなっているんですか。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 一応授業中にしか、こちらについては使用しない予定です。授業以外には、プログラミング、課外活動のときにも使う予定でございます。当然、パソコン教室は、使用していないときには鍵がかかっております。

それから、今回のこのパソコンについても、教師用のパソコンから監視ができるような、そういったソフトを入れてございますので、そちらについても、授業中そういったことはできないというような仕組みになってございます。

以上です。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） 予算では2,900万、契約金額は2,592万ですけれども、前回もたしか日興通信ではなかったかなと思いますけれども、この入札の結果を教えてください。何者指名で、金額と。落札金額一覧表、資料はありますか。ありますか。あったら、ちょっと配付してくれますか。すみません。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、入札結果表でございますけれども、ちょっとお時間をいただいて、皆様に配付をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（竹内清二君） 暫時休憩いたします。

午後 1時25分休憩

---

午後 1時28分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） ただいまお時間をいただきまして、まことに恐縮でございます。

4月27日に実施されました中学校教育用パソコン購入の入札結果表を配付させていただいております。こちらにつきましては、指名業者が市内の8者ございましたけれども、辞退が6者ございまして、入札の結果、日興通信さんが落札をしたものでございます。落札率につきましては、92.6%というような状況でございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） 8者で、6者が辞退ということですが、これ辞退届ということと書類を提出していただいているんですか、お伺いします。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 入札の場合には事前に辞退届が出ました。

以上でございます。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） そのほか質疑はございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 入札結果をいただきまして、この表を見ると、増田議員の言いたいことは、実態は1者落札ではないかと。辞退をしたので1者しかないんじゃないかというような、こんな疑問にどう答えるかということについてお尋ねを1点したい。

それから、この機種を見ますと、NECという機種で想定がされている。34ページでございますが、この入札そのものに機種の製造会社を指定して入札をしたものなのかどうなのかという点の確認をいただきたいというぐあいに思います。

といいますのは、それに伴いまして、この契約書を見ますと、瑕疵担保が1年だということとあります。一応目安として、耐用年数というんでしょうか、どのぐらいもつという想定をしているのかと。そうしますと、これが買いかえる何年か後、7年とか8年後にはまた同じような金額で、同じになるかどうかあれですけれども、同じ機種のものを買うのかと。もうこの決定が今後続いていく機種の決定にもつながっていくのかどうなのか、そこら辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

それから、想定として、この契約上どのような瑕疵が、100何でしたっけ、32台でしたか、128台購入といいますか、納入していただいたときに、一応一定の検査等をされるのかどうなのか。1年経過の中で、そういう検査をせずに、瑕疵があったら取りかえていただけるといふ、こういうことになるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 入札の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、8者を指名いたしまして、2者が札を入れてくれて、そのうちの1者が落札していただいたというようなことでございますので、1者随契というようなお話ではないということでございます。

それから、最終的に機種がNECというふうになってございますけれども、こちらの仕様書のほうでは機種の指定はしてございません。あくまでもスペックを提示いたしまして、これに要は見合う機種を導入してくれというような仕様書でございます。ですから、機種は何でも構いません。特段こちらから特定のメーカーさんのパソコンを入れてくれと言ったわけではございません。スペックに見合うものをこちらの業者さんが入れてくれたのが、たまたま扱っているNECの機種だったというところでございます。

それからあと、瑕疵の関係、耐用年数ですか。通常、パソコンの耐用年数というものが5年ちょっと、5年。今、技術的にもどんどん新しいものが出てきますので、5年ほどは使えるのではないかなと思いますけれども、平成21年度に導入したパソコン、今、平成30年度で9年たっておりますけれども、結構現場で使えないというようなものがある中で、やはり5年程度なのかな。使い方によっては、やはり今現在ぐらいの8年、5年から8年ぐらいは使えるのではないかなと思っておりますが、今回、ウインドウズの7、今入っているのはウインドウズ7なものですから、そちらももうサポートが終わってしまうということで、今回はウインドウズ10を入れさせていただいているところでございます。

瑕疵担保につきましては、通常の使い道で故障等々が起こった場合は、当然こちらの業者さんのほうの責任で修理をしていただく。また、使い方が悪くてちょっと故障が起きたと。例えばよく、飲み物をこぼした、パソコン教室では多分ないと思うんですけども、そういったものについては、こちら側に責任があることかどうかという部分につきましては、当然またその業者さんと話し合っただけでやっていくというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 大体わかりました。ちょっと記憶違いかもしれませんが、この金額からいくと、2者ではなくて、規約上は3者以上の入札というような形があったんじゃないかという気もしますが、それはいずれにしても後で自分も調べてみます。

そうしますと、今までのやつは借りているからあれでしょうけれども、これを処分するときになる、この使わなくなって新しいものにするとき、これを廃棄するための費用というのはほとんどかからないんでしょうか。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 既存品の撤去、処分、そちらにつきましても仕様の中に入れてございますので、この金額の中でやっていただくというようなことでございます。

以上です。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第44号 中学校教育用パソコン購入契約の締結については、原案のとおり可決することと決定いたしました。

---

○議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

お疲れさまでございました。

なお、各派代表者会議を午後1時50分より第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方はご参集のほどをよろしくお願ひします。

午後 1時37分散会